

宗像市語学指導員（ALT）等人材派遣業務委託業者選考委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 宗像市立小学校・中学校における語学指導員（ALT）等人材派遣業務委託を実施するにあたり、受託業者決定のための調査審議を厳正かつ公平に行うため、宗像市語学指導員(ALT)等人材派遣業務委託業者選考委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項について調査審議し、業者決定資料として市長に提出する。

- (1) 「提案書等」に基づき申請業者の適合性を調査審議する。
- (2) その他必要な事項について調査審議する。

（組 織）

第3条 委員会は次に掲げる職にあるものをこれに充てる。

- (1) 教育部長
- (2) 理事兼主幹指導主事
- (3) 中学校長代表
- (4) 小学校長代表
- (5) 中学校外国語担当教員代表
- (6) 小学校外国語教育推進教員代表
- (7) 外国語教育担当指導主事

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、教育部長をもって充てる。
- 3 副委員長は理事兼主幹指導主事をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議の招集及び定足数）

第5条 委員会は、必要のつど委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長を含む過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

（庶 務）

第6条 委員会の庶務は、教育部教育政策課において処理する。

附則

この要項は、平成23年12月5日から施行する。